

第84号議案

春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

職員の定年の引上げに伴い、退職手当の支給率、計算方法等に関し所要の規定の整備を図るとともに、国家公務員に準じ、会計年度任用職員等の退職手当の支給に係る要件を緩和するほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

春日市職員退職手当支給条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる者を除く。」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を、「含む」の次に「。第10条第2項において「勤務日数」という」を、「18日」の次に「(1月間の日数(春日市の休日を定める条例(平成元年条例第17号)第1条第1項に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)」を加える。

第4条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の3中「15年」を「20年」に改める。

第6条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の2第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「、当該退職後」を「当該退職後」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用

短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第17条第1項中「含む。以下この条」を「含む。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第3項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を附則第6項とし、附則第2項の次に次の3項を加える。

3 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第7項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3項」とする。

4 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第9項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第5条又は附則第8項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。

附則に次の8項を加える。

7 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後の最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第7項」とする。

8 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後の最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定

めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第8項」とする。

- 9 春日市職員の給与に関する条例附則第13項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 10 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。
- 11 当分の間、第4条第1項第4号並びに第5条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者(60歳を超える者に限る。)(規則で定めるものを除く。)に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。
- 12 当分の間、第4条第1項第4号及び第5条第1項(第1号及び第5号を除く。)に規定する者に対する第5条の3の規定の適用及び第8条の2の規定の適用については、第5条の3の表以外の部分及び第8条の2第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、第5条の3の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第8条の2第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳」とする。
- 13 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条

第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

- 14 当分の間、第5条第1項第2号及び第4号に掲げる者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定(「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える部分を除く。)、第10条第2項、第4項及び第11項第5号の改正規定、附則第3項の改正規定(同項を附則第6項とする部分を除く。)並びに附則第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第2条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対するこの条例による改正後の春日市職員退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるの

は、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項)(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

(勤続期間に関する経過措置)

第3条 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(支給期間に関する経過措置)

第4条 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和60年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から第4項までを削り、附則第5項を附則第2項とする。

(春日市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 春日市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「第2条の規定による改正後の春日市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和60年条例第3号)附則第2項」を「同条例附則第3項」に改める。

第7条 春日市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例(平成18年条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新条例第2条の4」を「春日市職員退職手当支給条例第2条の4」に改め、「第6条の5まで」の次に「並びに附則第3項から第5項まで」を加え、「第2条の規定による改正後の条例第3号附則第2項から第4項まで」を削る。